



さかい広域

vol.52
春号
2017.3.15



★介護保険事業者ネットワークさかい主催の「介護技術向上セミナー」が開催されました。認知症対応型通所介護ありんこ代表の田嶋神智氏より「施設における安全・安楽な介助方法」についての講演と実技指導がありました。
(場所：坂井市 いきいきプラザ霞の郷)

◆◆Content◆◆

介護予防・日常生活支援総合事業について…	2～4
平成29年度各会計当初予算	5
小さなお葬式について	6
代官山墓地使用の受付について	6
第56回広域連合議会定例会一般質問	7
さかいクリーンセンターからのお知らせ	7
広域連合NEWS	8

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります。



団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、さらなる高齢化が予測されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も要介護状態とならないように予防することが大切です。そのため仕組みとして創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」が、平成29年4月から始まります。

介護予防・日常生活支援総合事業の構成

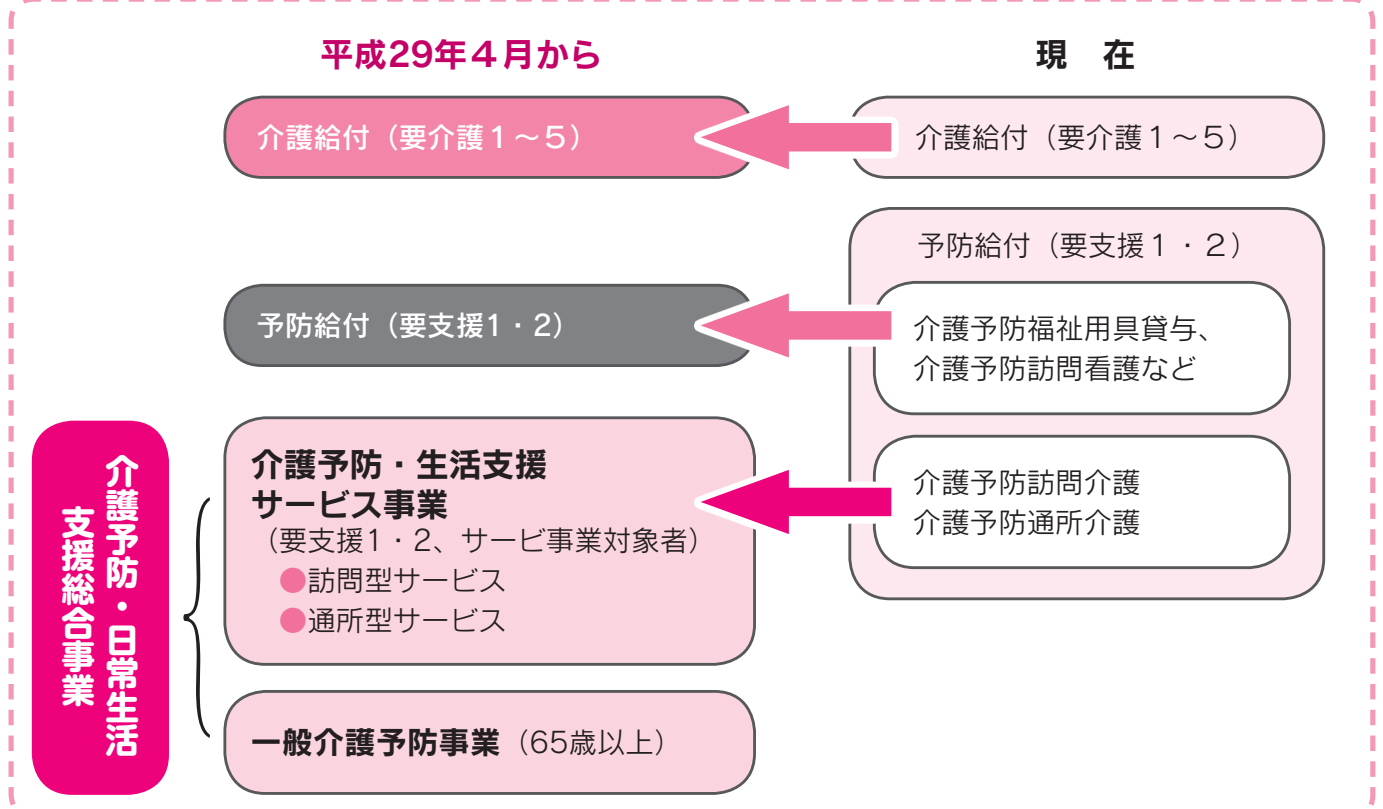
介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2に認定された人や基本チェックリスト[※]に回答し、介護予防・生活支援サービス事業の対象者（サービス事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

※基本チェックリストとは、運動機能や栄養状態等を確認し、生活機能の低下がないかを調べるための質問表です。

平成29年4月からの変更点

- 介護予防訪問・通所介護が「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が、介護予防・日常生活支援総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業に移行し、訪問型サービス、通所型サービスになります。

- サービス利用までの手続きの一部を簡略化します。
- 介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望する高齢者は、サービス事業対象者と判定されることで、要介護認定申請を行わなくてもサービスを利用することができるようになります。サービス利用までの流れは、次のとおりです。





相談する【原則として利用者本人が窓口で行います】

相談窓口：お住まいの地区を担当する地域包括支援センター、
お住まいの市役所 介護保険担当窓口

基本チェックリストの実施



要介護認定申請

生活機能の
低下がない

生活機能の低下がある
(サービス事業対象者)

非該当
の方

要支援
1・2
の方

要介護
1～5
の方

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるよう健康教室の開催や健康相談などを行います。



介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス
・通所型サービス
など



介護予防サービス

・介護予防福祉用具貸与
・介護予防訪問看護
・介護予防通所リハビリ
など

**地域密着型
介護予防サービス**

・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型通所介護 など

施設サービス

・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

居宅サービス

・訪問介護 ・訪問看護
・通所介護 ・短期入所 など

地域密着型サービス

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・小規模多機能型居宅介護
・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型共同生活介護
など

介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付

介護給付

介護予防・日常生活支援総合事業について Q&A



Q1 基本チェックリストを受けるだけで、要支援に認定された人と同じサービスが利用できますか？



A1 基本チェックリストで該当となった人は、介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用できます。（訪問型サービス・通所型サービスなど）

ただし、介護保険の次のサービスを利用したい人は、これまでと同じように介護認定を受ける必要があります。

- ・通所リハビリ
- ・訪問リハビリ
- ・訪問看護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・ショートステイ
- ・住宅改修
- ・福祉用具のレンタル、購入 など



Q2 サービス事業対象者はどのようにサービスを利用するのですか？

A2 地域包括支援センターの担当者やケアマネジャーとの相談を経て、身体状況にあったケアプランを作成していただき、



Q3 現在60歳ですが、介護予防・生活支援サービス事業のサービスは利用できますか？



A3 65歳未満の人は、第2号被保険者として特定疾病の確認が必要ですので、基本チェックリストのみでは利用できません。

介護認定を受けて、要支援1、2に該当すれば利用することができます。



Q4 「訪問型サービス」「通所型サービス」を利用したときに、負担する費用は今と変わりますか？



A4 介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」を利用したときは、予防給付のサービスを利用した場合と同様に、サービスの利用に要した費用の1割または2割を負担することになります。

介護予防に関する相談は地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、必要な支援などを行う地域の総合相談窓口です。

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用について、不明な点や相談があるときは、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号
あわら地域包括支援センター	あわら市市姫三丁目1-1	73-8046
坂井市基幹型地域包括支援センター	坂井市坂井町下新庄1-1	50-2264
坂井市三国地域包括支援センター	坂井市三国町北本町二丁目6-65	82-1616
坂井市丸岡地域包括支援センター	坂井市丸岡町西瓜屋15-12	68-1130
坂井市春江地域包括支援センター	坂井市春江町江留上昭和119	43-0227
坂井市坂井地域包括支援センター	坂井市坂井町下新庄18-3-1	67-5000

平成29年度当初予算

平成29年度坂井地区広域連合一般会計および介護保険特別会計、ならびに代官山墓地特別会計の当初予算について、その概要をお知らせします。

※ 比率は原則小数点第2位以下を四捨五入しています。

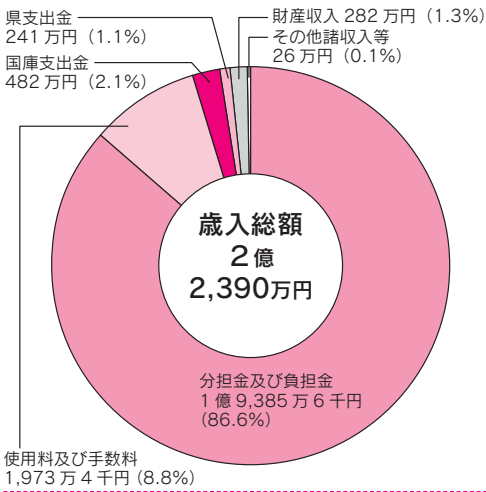
◆ 一般会計 ◆

総額 2億2,390万円

一般会計は、広域連合の組織運営や代官山斎苑およびさかいクリーンセンターの維持管理のための会計です。

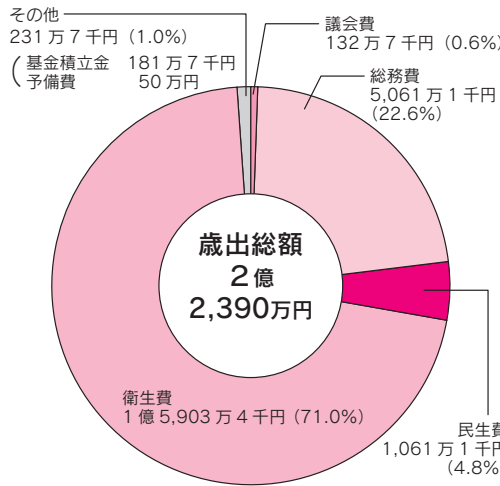
歳入

構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が86・6%、代官山斎苑の火葬場を使用する料金および許可業者がさかいクリーンセンター施設を使用する料金8・8%などです。



歳出

総務費の主な内容として、広域連合の運営に係る一般管理費4276万2千円、ネットワーク機器の維持管理に係る情報管理費772万円などを計上しました。民生費の主な内容として繰入金964万円、衛生費の主な内容として代官山斎苑の維持に係る環境衛生費4972万4千円、さかいクリーンセンターの維持管理に係るし尿処理費9700万6千円などを計上しました。



◆ 介護保険特別会計 ◆

総額 114億686万円

介護保険特別会計は、広域連合の主要事業である介護保険事業のための会計です。

歳入

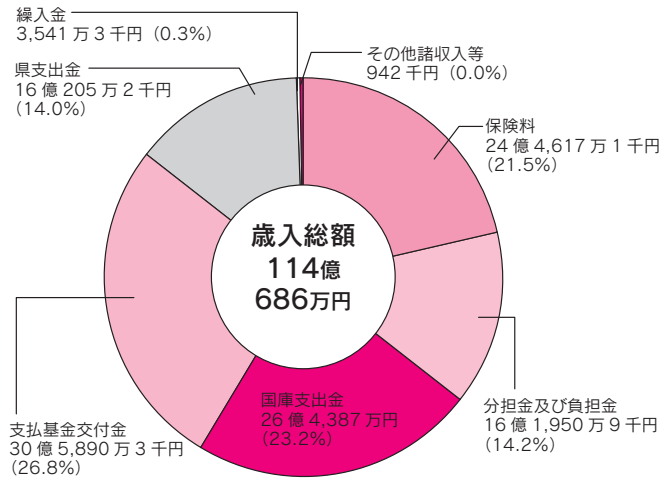
65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の21・5%、構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が14・2%、国庫支出金が23・2%、支払基金交付金（40歳以上65歳未満の方から納入される保険料）が

26・8%、県支出金が14・0%、基金からの繰入金（保険給付費に充てる財政調整基金繰入金と低所得者利用者負担対策事業等に充てる介護福祉推進基金繰入金）が0・3%です。

歳出

総務費の主な内容として、一般管理費1億2926万1千円、賦課徴収費1220万1千円、介護認定審査会費1533万9千円、認定調査費3520万4千円などを計上しました。

予算の大部分を占める保険給付費では、介護サービス等諸費として、居宅介護サービス給付費36億7274万7千円、地域密着型介護サービス給付費27億2984万2千円、施設介護サービス給付費31億5432万4千円などの総額106億1533万円を計上しました。これは、対前年比1・2%の伸び



◆ 代官山墓地特別会計 ◆

総額 218万円

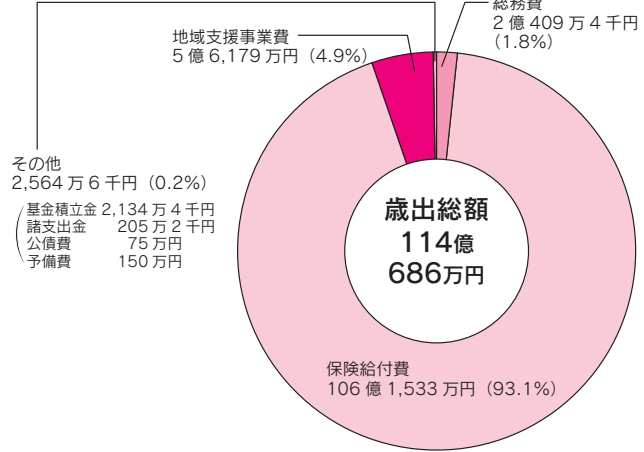
代官山墓地特別会計は代官山墓地の維持管理のための会計です。

歳入

墓地使用者からの墓地使用料等215万4千円が98・8%を占めています。

歳出

墓地事業費の主な内容としては、指定管理委託料215万7千円などを計上しました。



率（1億3011万9千円の増額）となっています。

代官山斎苑で小さなお葬式ができます

～家族や親しい友人で温かく見送る新しいお葬式の形～

代官山斎苑を小さなお葬式（家族葬など）や直葬の会場として、利用できます。お申し込みは葬儀社を通して行って下さい。



◀ **待合室 洋室（イメージ）**
お通夜や葬儀を行えます。

▼ **ロビー**
休憩や収骨を待つ間などに利用できます。



◀ **待合室 和室**
お通夜の宿泊や収骨を待つ間の食事の場として利用できます。また、法要などにも利用できます。

利用料金

葬儀の種類	料金（税別）	料金に含まれている主なもの
直葬の場合	94,000円～	棺・納棺料、祭壇料、式場使用料、火葬料など (直葬の場合、祭壇料は含まれていません)
お通夜・葬儀を行う場合	192,000円～	

- 上記金額は最低価格を表示しています。なお、式の内容により料金が変わる場合があります。
- 上記金額には僧侶や食事および寝具などの料金は含まれていません。
- 料金や式などの詳しい内容はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 **代官山斎苑** ☎0776-81-9777

代官山墓地使用者を 受け付けしています

■ 使用許可の要件

- 1 あわらし市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの方
- 2 あわらし市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある方

■ 使用料と維持費

(平成 29 年 2 月 15 日現在)

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡(2m×2m)	172,000円	31,000円	49区画
6.0㎡(2m×3m)	228,000円	37,000円	60区画

※使用許可の要件2に該当する方は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。
※使用料は、永代使用料です。
※維持費については、永代ではありません。条例などの変更ににより納めていただくことがあります。

■ 使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

■ お問い合わせと申込先

総務課 衛生係

☎01-33008 (直通)

第56回 広域連合議会定例会

第56回広域連合議会定例会が2月10日（金）に開催されました。今回は、8議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。また、次の一般質問が行われました。

◆上程議案◆

- 平成28年度一般会計補正予算他1件が可決
 - 一般会計予算 歳入歳出総額 2億2040万4千円
 - 介護保険特別会計 歳入歳出総額 111億9245万9千円
- 平成29年度一般会計予算他2件が可決
 - 一般会計予算 歳入歳出総額 2億2390万円
 - 介護保険特別会計 歳入歳出総額 114億686万円
 - 代官山墓地特別会計 歳入歳出総額 218万円
- 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 坂井地区広域連合広域計画の変更について

◆一般質問◆

畑野 麻美子 議員

◆ 今後の高齢化社会に向けて介護職員の人材不足についてどのように把握し、どう対応していくのか広域連合の具体的な取り組みについて。

A 広域連合長

介護職員の人材不足は、大きな社会問題となっています。特に昨年は、介護事業者の倒産件数が過去最多であったと報じられており、主な原因も人手不足ということです。坂井地区においても同様で、事業所からの届出を通して、介護人材不足の厳しい現状を把握



しています。

こうした介護現場の状況に対し、国も多方面から策を講じていますが、主なものが3つあります。

一つ目は「潜在介護人材の呼び戻し」で、一度辞めてしまった人に、再就職に必要な準備金を貸付け2年勤務で返還を免除するもの、また、離職した介護職員の届出システムを作り、介護人材を把握し再就職を支援するものです。

二つ目は「新規参入促進」で、これは二つに分かれています。一つは介護職を目指す若者に修学資金を貸付け、5年勤務で返還を免除したり、学生に介護の仕事の理解促進を図るなどの対策です。もう一つは、中高年者などボランティアを行う地域住民に入門的な研修を行い、介護現場への参入を促進するという対策です。

三つ目としての「離職防止、定着促進」は、介護職員の離職理由に対して、総合的な対策を実施して定着促進を進めるものです。具体的には、事業所内の保育施設整備、介護ロボットを活用やICT化による負担軽減、介護職員のキャリアアップ支援などが掲げられています。

一方、県においては、国のこれらの施策を踏まえ「介護保険事業支援計画」の中で、事業所の人材確保や育成への支援、給与水準の向上や処遇改善加算の適切な活用への助言・指導を、重点項目として挙げています。

これらのことから、広域連合では、広域連合が指定権限をもつ地域密着型事業所に対し、実地指導を実施し、人員体制や業務上の問題点、虐待の有無などの把握に努め指導を行っています。

今年度は、実地指導の件数を増やし、処遇改善加算の点検を強化しています。処遇改善加算報酬について事業所職員への周知がなされているか、また、加算された報酬が個人の給料に適切に反映されているかを確認しています。実地指導の入らない事業所についても、処遇改善にかかる届出を受理し、実績報告を受けて確認をしていくところです。

ここまでは、人材確保にかかる国の取組みを推進していくのですが、保険者としては、介護人材の不足に対し、「要介護状態」の高齢者を増やさない対策も肝要であると考えています。

そのために、4月からスタートする「新しい総合事業」の円滑な運用で介護予防対策を充実し健康寿命を延ばしていく、そして元気な高齢者が活躍できる活力ある坂井地区を目指したいと考えています。

今後も、関係機関との連携を更に強め、住み慣れた地域で長く暮らすための取組みを継続し、坂井地区の地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

さかいクリーンセンター

からのお知らせ

すくすくさかい
(汚泥発酵肥料)を
販売しています。



販売価格 1袋税込100円

内容量15kg
(1人5袋まで)

配布日時 毎週火曜日、木曜日

9時～12時

申込方法 あらかじめ電話での予約が必要となります。

問い合わせ先 さかい
クリーンセンター

☎72-2200

※野菜や花、樹木などに利用できません。

肥料の成分状況

(平成28年11月24日分析)

成分	基準値	測定値
窒素	3.3%	4.3%
リン	4.7%	3.3%
カリウム	0.5%未満	0.18%
窒素炭素比	5	5

※窒素、リン、炭素窒素比の基準はあくまでも目安です。

介護予防・日常生活支援 総合事業説明会(第2回)

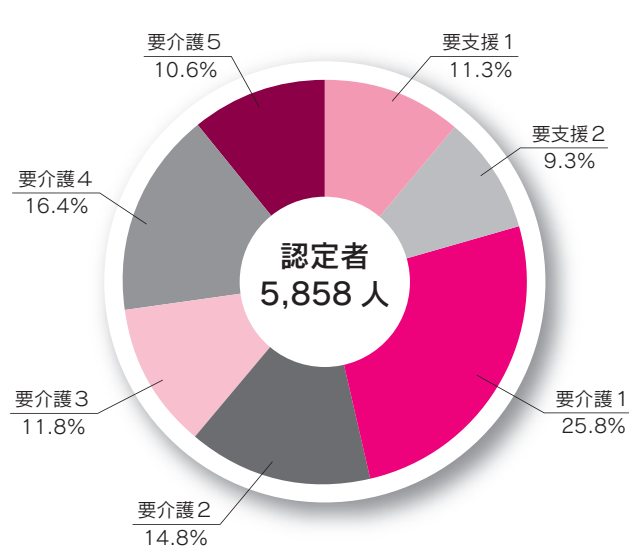
平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施するにあたり、平成29年1月26日(木)にいきいきプラザ霞の郷多目的ホールにて、平成28年度第2回目の説明会を行いました。

今回の説明会では、福井県国民健康保険団体連合会から講師を招き、「介護予防・日常生活支援総合事業費の請求について」と題して説明を行いました。地域包括支援センター、訪問介護事業者や通所介護事業者など約120名が参加しました。

参加された人たちは、サービス内容や請求にかかる留意事項などについて説明を受け、メモを取りながら新しく始まる介護予防・日常生活支援総合事業について理解を深めていました。



◆要介護認定者数の状況◆



【人】
()内は前年同月比

	あわら市	坂井市	計
要支援1	167 (+18)	493 (+33)	660 (+51)
要支援2	136 (-25)	409 (+9)	545 (-16)
要介護1	408 (+15)	1,102 (-11)	1,510 (+4)
要介護2	229 (-20)	640 (-2)	869 (-22)
要介護3	188 (+4)	506 (+18)	694 (+22)
要介護4	265 (+27)	693 (-22)	958 (+5)
要介護5	177 (-11)	445 (-11)	622 (-22)
計	1,570 (+8)	4,288 (+14)	5,858 (+22)

(平成29年1月末現在)

◆編集後記◆

表紙写真の「安全」「安楽」な介助方法を学ぶ講演会を取材しました。日々の疑問や自分の体型に合った負担のない介助は何かなど、たくさん質問や意見が飛び交って活発な講演会となりました。

声を掛けながら介助方法を学ぶ姿に「伝えることの大切さ」を実感しました。一人のための必要な介助、親切な言葉掛け、思いやり。介護や福祉に携わる人たちが利用者さんの自立支援に向けて真剣に取り組んでいます。

さて、日ごとに春らしさを感じるようになり、桜の開花が待ち遠しい季節となりますね。とはいえ、まだまだ寒い日もありますので、体調管理に気をつけてください。(Ma)